

老齢厚生年金の支給繰り上げについて

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日に応じ 65 歳まで段階的に引き上げられていますが、昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方が 60 歳到達以降、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に、年金請求を行うことにより、年金額を減額して早めに受給することができます。

在職中でも 60 歳到達以降、支給繰り上げ請求をすることができますが、厚生年金保険制度に加入している場合、支給される年金の月額と賃金・ボーナスにより、年金の一部又は全部が支給停止となります。（ただし、老齢基礎年金は在職中でも支給されます。）

例：昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方

繰上げしない場合

60歳	64歳（支給開始年齢）	65歳
	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金

60歳から繰上げした場合

60歳	65歳
繰上げ支給の老齢厚生年金（繰上げ月数1月あたり0.5%減額：0.5%×48月＝24%減額）	
繰上げ支給の老齢基礎年金（繰上げ月数1月あたり0.5%減額：0.5%×60月＝30%減額）	

～繰上げ受給にかかる主な留意点～

- ・繰上げ月数1月につき支給額が**0.5%減額**され、この減額は一生涯続き、**請求の取り下げはできません。**
- ・必ず老齢基礎年金と同時に繰上げを行います。（老齢厚生年金のみの繰上げはできません。）
- ・受給資格を有する他の年金（公務員期間以外の老齢厚生年金等）も同時に繰上げ請求を行う必要があります。
- ・障害基礎年金及び事後重症による障害厚生年金の請求はできません。

※令和元年10月時点の制度により記載しています。

今年度のチケットは今年度のうちに…！ セントラルスポーツチケットを利用しましょう

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

今年度第二回のセントラルスポーツチケット募集は 11 月 8 日に終えたところです。たくさんのお応募を頂きありがとうございました。

所属所経由で配付しているセントラルスポーツチケットですが、配付数に比べ利用率が低調です（例年 20%前後）。ぜひご利用ください。

組合員証・被扶養者証の
持参をお忘れなく！

